

(別紙)

子ども・子育て支援新制度の施行に必要とされている各種基準を定める 条例骨子案へのご意見募集（パブリックコメント）の実施について

1 募集内容及び考え方

平成27年4月から施行される予定の「子ども・子育て支援新制度」に関する運営や施設などの基準については、条例で規定することが法律で義務付けられています。

このため、岡山市でも、同制度の施行にあたって必要な施設や事業を認可する際の基準を市条例で制定する予定であり、国が定める基準を市の基準として定めることとしています。

このたび、国から基準案が提示されたため、市条例で制定する基準（骨子案）について、市民の皆様のご意見を伺うものです。

- ・岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案
- ・岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案
- ・岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

※ 国の基準案は、平成26年4月現在で提示されたもので、仮に変更などがあった場合、市条例案を修正することがあります。

2 募集期間

平成26年4月28日（月）～平成26年5月16日（金）〈必着〉

3 閲覧場所

- (1) 岡山市ホームページ
- (2) 市役所本庁（こども園推進課〈9階〉、情報公開室〈2階〉）、各区役所、各支所、各地域センター、各福祉事務所 ※閲覧は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで。

4 提出方法

- (1) ご意見記入用紙（市ホームページからダウンロード可）に、住所・氏名・年齢・意見を記入の上、電子メール・ファクシミリ・郵送・持参により、岡山市こども園推進課へ提出・送信。

（注）持参の場合は、土・日・祝日を除く開庁日の8時30分から17時15分まで受付。

- (2) 市ホームページの「入力フォーム」に記入して、岡山市こども園推進課へ送信。

5 具体的な骨子案

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国基準案）
別表1のとおり

※「幼保連携型認定こども園」は、3歳以上児に対して、学校教育に加え、保護者の就労状況などに応じて保育を提供し、また、保育を必要とする3歳未満児に対して、保育を提供する施設。

- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）

別表2のとおり

※「家庭的保育事業等」は、以下のとおり。

①家庭的保育事業

保育者の居宅などで、5人以下の0～2歳児に保育を提供

②小規模保育事業

利用定員6人から19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児に保育を提供

③居宅訪問型保育事業

保育を必要とする児童の居宅において、0～2歳児に保育を提供

④事業所内保育事業

事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）にも保育を提供

(3) 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）
別表3のとおり

※「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」は、施設又は事業としての「認可」を受けるとともに、子ども・子育て支援新制度において公費の給付対象として「確認」された施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び保育事業。

◇ 国が定める基準は、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されます。このうち、「従うべき基準」は、必ず適合しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内での地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されません。
また、「参酌すべき基準」は、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものです。

6 提出先 及び 問い合わせ先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市岡山っ子育成局こども園推進課

FAX：086-803-1720 TEL：086-803-1430

電子メール：kodomoen@city.okayama.jp

7 ご意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、最終的な条例案を作成する際に参考とさせていただくとともに、結果の概要を公表する予定ですが、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。ご記入いただいた個人情報は、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

【参考】

内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度」

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)